

年収の壁・支援強化パッケージ

年収の壁・支援パッケージとは、人手不足への対応が急務となる中で、パートタイムやアルバイトといった短時間労働者が社会保険料の支払いに負担を感じる「年収の壁」を意識せずに、多様に働ける環境づくりを支援するために打ち出されたものです。

年収の壁とは

厚生年金保険及び健康保険においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者(第3号被保険者)として、社会保険料の負担が発生しません。こうした方の収入が増加して一定の収入を超えると、社会保険料の負担が発生し、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がいらっしゃいます。その収入基準(年収換算で106万円や130万円)がいわゆる「年収の壁」と呼ばれています。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組^(※)**を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援をします。**

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

「106万円の壁」への対応

★企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

→労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設

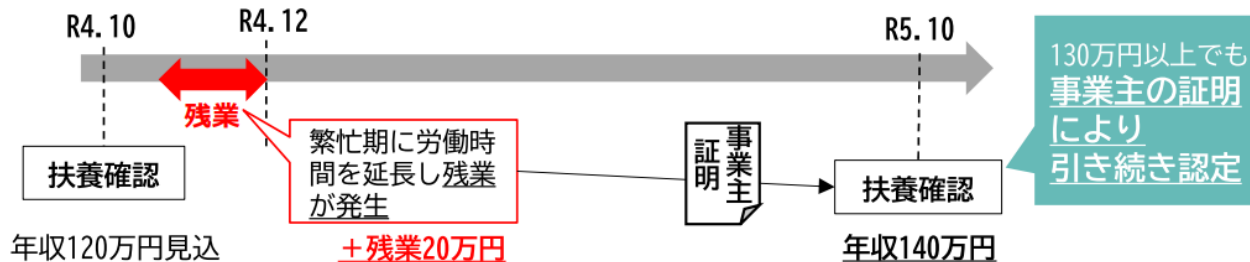
★社会保険適用促進手当

→事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



「歯科医院の医療安全管理体制確保に関するQ&A集(令和5年度作成)」のお知らせ

「歯科医院の医療安全管理体制確保に関するQ&A集」が大阪府ホームページにて公表されました。安全安心な歯科医療提供体制の推進に、ぜひとも本手引きをご活用ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hanokenkou/manual.html>

